

大分県報

令和七年
号外（三八）
四月二十五日

（金曜日）

目次

告示

道路区域の変更……………一

○告示

大分県告示第二百十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和七年四月二十五日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和七年四月二十五日

大分県知事 佐藤 樹一郎

道路の種類 及び路線名		区間		区域変更 前後別	敷地の幅員	延長	備考
県道小畑日 田線	日田市大字高瀬字シテ四 四五番四から 日田市大字高瀬字シテ四 五五番七まで	前		後	前	後	
		A		B	後	前	
		メートル 二六・一 六・二		メートル 一三・八 二・〇	八七・七	八七・七	上記A 及びB は、関 係図面 に表示 する敷 地の区 分をい う。
		メートル 八七・七		メートル 一三・八 二・〇	八七・七	八七・七	

令和七年四月二十五日

大分県報号外（告示）